

両性の平等に関する委員会「女性の権利 110 番」 ～女性団体と共催で、相談件数が昨年比 3 倍強に～

両性の平等に関する委員会委員 山崎 新 (62 期)

1 相談体制の一新

2012年度「女性の権利110番」は6月23日（土）に全国の単位会で開催された。

東京三会では今回初めてNPO法人全国女性シェルターネット、NPO法人しんぐるまざあず・ふぉーらむの2つの民間女性団体と共催し、東京ウィメンズプラザに広報及び相談員派遣の協力を得た。そして、弁護士だけが電話を取るのではなく、弁護士と女性相談員が一つの電話に互いに交代しあって、多角的な相談に対応できる方法をとった。また、電話相談のみでなく、先着4名で1週間後に面談相談の枠を設けた。

2 相談数とその内容

相談件数は67件、相談者の年齢は30代・40代以上がほとんどで、内容は6割が離婚関係（そのうち半数以上がDVがからむもの）、労働問題が約10件、親子関係・相続が約10件であった。

相談内容の傾向としては、既に離婚で調停や訴訟が係属中という相談も多かった反面、まだ弁護士に相談していないDVケースも多く見られた。

3 弁護士と女性相談員の相乗効果がうまく働いたこと

DVや家族関係に関する深刻な相談が多い中で、相談に



当たった委員の感想では、心の問題を含むような「堂々巡り」の相談に慣れない若手弁護士よりも女性相談員が適切に丁寧に話を聞いてくれてうまく対応できたという。また、女性相談員からは、担当した弁護士が丁寧に電話を聞いており好印象だったことや、「女性の権利110番」という名前から「権利」意識の高い相談が多く、自治体での相談よりも相談目的が明確なものが多かったという声が聞かれた。

4 広報の工夫による相談増

従来、相談数が十数件と伸び悩んでいたため、相談件数が多い他の弁護士会からもヒントを得て、今回のように他団体と共催することとした。結果は相談件数67件と、昨年比で約3.5倍増加し、10時の開始時間から6回線の電話がひっきりなしに鳴り続け、4枠の面談相談も30分で埋まった。

相談増の要因となったのは、共催・協力団体のメーリングリスト・口コミ等の宣伝効果と、委員の地道な電話かけによるところが大きい。東京ウィメンズプラザから都内の行政窓口にはチラシを流してもらい、その後、当委員会の委員が協力して都内女性関係施設と行政窓口で電話をかけて自治体の女性相談員に趣旨説明して協力を依頼した。その他、法テラスのコールセンターにも案内してもらったり、新聞各紙の告知欄にも掲載依頼をしたりした結果、当日はNHKのテレビ取材が来なかったにもかかわらず電話が鳴りやまない状態で、全国の単位会トップクラスの相談件数となった。

女性のための電話相談が市民レベルでも多数あるが、中でも弁護士が無料で電話に対応し面談までするという相談はまだまだ少ない。今回、他団体との連携で新たな弁護士ニーズを掘り起こすことができたとと思われる。この成果を受けて、東京に多数ある女性団体との連携をさらに模索し、今後の活動につなげていきたい。

シンポジウム「高齢者やALS患者が安心して日常生活を送るために」

高齢者・障害者の権利に関する特別委員会委員 佐々木 信夫 (61 期)

2012年7月3日、弁護士会館クレオにおいて、東京弁護士会高齢者・障害者の権利に関する特別委員会主催にて「高齢者やALS患者が安心して日常生活を送るために」と題するシンポジウムが開催された。ALSとは「筋萎縮性側索硬化症」という重篤な筋肉の萎縮と筋力低下をきたす運動神経系の変性疾患である。

当委員会は高齢者・障がい者総合支援センター「オアシス」などで障害のある方からの法律相談活動を行っている。しかし現実に重度障害者にお会いして話を聞いたり、その生活の実態を知る機会は少ない。

そこで、実際に人工呼吸器を装着しながら生活する障害当事者である橋本操さんの講演を基調とするシンポを企画した。

加えて、この企画の進行と機を合わせるように、いわゆる「尊厳死法案」が「尊厳死法制化を考える議員連盟」によって国会上程を目指して公表され、賛否両論を呼び起こす情勢となった。人工呼吸器等の「延命治療」の停止が障害者の生存に直結する問題であることから、法案を推進する立場の論者もお招きし、一般市民に開かれた公開討論会を開催し、問題を社会に提起し、私たちの知見を深めることを企図した。

そのため本シンポジウムは第一部を基調講演としてALS患者や在宅医療に関する現実の報告とし、第二部において、尊厳死法案に関する討論会という構成とした。

第一部の冒頭、橋本さんからALS患者の抱える現状に関する基調講演が行われた。ALS患者である橋本さんは自発呼吸が出来ないため1993年以来約20年間、人工呼吸器を装着しながら活発に社会活動を行っている。2003年から7年間日本ALS協会の会長を務め、現在、NPO法人代表として難病や重度障害者の在宅療養を支援している。

次に、ALS患者である母親を看取り、自身は『逝かない身体—ALS的日常生活を生きる』を著し大宅壮一ノンフィクション賞を受賞し、現在日本ALS協会理事等を務める川口有美子さんから、ALS患者看護のあり方等に関するお話を伺った。



更に、24時間対応在宅医療ネットワークを展開中の佐々木淳医師から「当初人工呼吸器装着をためらっていた人も在宅医療体制を充実させると装着を希望するようになる」などの興味深い実情を伺った。

第一部においては、難病や重度障害者の困難な日常生活の状況と必要な医療上及び福祉上の支援の充実により在宅生活が可能となる展望が示された。

第二部では橋本、川口、佐々木の各氏に加え、障害者団体のリーダーであるDPI日本会議尾上浩二さん及び尊厳死法案推進の立場から、医師であり日本尊厳死協会副理事長である長尾和宏さんをパネリストに迎え、立命館大学大学院立岩真也教授をコーディネーターとして、尊厳死法案に関するディスカッションが行われた。

第二部の討論では、尊厳死法案推進派の立場から、同法案は個人の幸福追求権に基づく自己決定権を促進するものである旨が強調され、これに対し同法案反対派からは、同法案の「終末期」等の要件の定義は曖昧であり、障害者等の弱者を追い詰める危険性があるなどの批判がなされた。

会場には、車いす等の障害者23名以上を含めて約330名以上の聴衆とテレビ局を含む報道関係者などが詰めかけ、熱気溢れるシンポジウムとなり、大きな反響があった。

主催者としても、本シンポが提示した問題において弁護士のみならず役割が多々あることを痛感する取組みとなった。